

取組案 1 児童生徒の心のケア

1 内 容

東日本大震災では、その甚大な被害に伴い、自らの生命の危機や家族の死亡、生活環境の変化などにより、多くの児童生徒が心に様々なダメージを受けたことから、心のケアの充実に取り組み、児童生徒の心の健康の回復を図るもの。

2 具体的取組

【県教育委員会が直接取り組むべきもの】

- ① 被災校を中心とした教職員の増員を行う。
- ② 学校・市町村教育委員会・県教育事務所へのカウンセラーの配置・派遣体制を強化する。
- ③ 精神科医・臨床心理士・地域の人材などの活用による相談体制等を強化する。
- ④ 教職員や保護者などを対象とした研修により心のケアに関する理解を深める。
- ⑤ 相談体制等の周知を図る。
- ⑥ 指導者の派遣等による「みやぎアドベンチャープログラム*」の導入促進を図る。

* 体験学習法の一つであるプロジェクト・アドベンチャーの考え方や手法を取り入れた宮城県独自の教育手法。通称MAP。

【(県教育委員会の支援等により)市町村教育委員会が取り組むべきもの】

- ① 小学校へのカウンセラーの派遣を行う。
- ② 心のケアについての学校・家庭・地域の理解を深める。
- ③ 相談体制等の周知を図る。

【(県・市町村教育委員会の支援等により)学校が取り組むべきもの】

- ① 心のケアを必要とする児童生徒の把握と適切な対応を行う。
- ② 心のケアについての教職員・家庭・地域の理解を深める。
- ③ 相談体制等の周知を図る。
- ④ MAPの積極的導入を行う。

【(県・市町村教育委員会及び学校の支援等により)家庭・地域が取り組むべきもの】

- ① 心のケアを必要とする児童生徒の把握と適切な対応を行う。
- ② 心のケアについての理解を深める。

3 実施時期

平成23年度から平成32年度まで（特に平成23年度から25年度までを主とする）

震災の体験

【様々なストレス】

生命の危機，家族・友人・知人等の死亡や離別，大切にしていた物の喪失，家屋の倒壊，生活環境の変化，地震・津波への恐怖感など



【心身への影響】

不安感，孤独感，怒り，集中力・判断力の低下，無気力，頭痛，食欲不振，不眠など

学校生活への不適応などにつながる可能性



人的体制の強化等による心のケアの充実強化

区分	公立小学校	公立中学校	県立高校	県教育事務所	市町村教委	備考
カウンセラーの配置	—	全 校	全 校	回数を倍増	全市町村(全ての公立小学校を対象)	教職員・保護者への助言や研修等にも対応
カウンセラーの派遣	主に甚大な被害を被った学校に派遣			—	—	
精神科医等の派遣	1 カウンセラーの派遣 約4,100回 2 教職員の増員 約 250名 3 精神科医・地域の人材等の派遣 ※ 人数は平成23年度分			—	—	
地域の人材の派遣				—	—	読み聞かせ，音楽活動，創作活動等
教職員の増員				—	—	
教職員への研修	新たに心のケアをテーマとして設定			—	—	
M A P の導入促進	○	○	○	—	—	

※幼稚園からの要請にも可能な限り対応

